ームページhttp://i-peace-ishikawa.com/

※参画院で国会議員三分の二の賛成で 正」発議ができる。その後、国民投票を実施し、過半数の賛成で成立 

回を記り 17 K

# <自民党改憲

いまを載く  $\stackrel{>}{\sim}$ / 三

**※** にあって」 日**本国は・** -条 天皇> 紙

H の亢首であり・・」 日本国 「天皇は、

を妨げるものではない。 「(前項は) しようとする 読むとすぐに、それは改憲草案を危ないのうでも、どこが

「牧悪」

憲法を

おそまつ東電 またも冷却停止 3時間\*=== 先月、 **~ヶ所の時間停止** に続き。地下プー

ルも漏水。 放射能 ダーダー流れ! 責任のなさか?能力のなさか?

次改憲草案を発表した。

「復古調の改憲案」と報道さ れているその内容は、看過でき ないものかなっている。

その内容を一緒に見ていきま つよん。

# 前 文 天皇を戴く国家で・ 国民は気概を 持って国を守る

まず「前文」です。 ここでは、「日本国は・・、 天皇を戴く国家であって、国民 主権の下・・」のくだりが問題 です。

国民主権であるかのような記 述を残しつつ、天皇を戴く国家 であり、その下に国民主権とな っています。天皇主権、元首化 を正当化しようとしています。 次に、中程に「日本国民は、

国と郷土を誇りと気概を持って 自ら守り、基本的人権を尊重す るとともに、和を尊び・・」と なっており、改憲草案の核心部 付です。

ここは、戦前の「命を懸けて 国家を守る」国民であれ!その 国民には基本的人権を認めると い~構造になっている。

このことから前文は、天皇の 下、国民は国家を守るために精 進せよというような、現行憲法 の平和主義とは似て非なるもの になし トこる。

このような考え方に基づいて 戦争に突き進み、破産したのが 過去の「日本」であり「国民」 であったのではありませんか!

それを「再興」するの?

### 第一 陣 天皇

第一条

# 天皇は日本国の元首

次に「第一章」を見てみまし みん。

ここでは天皇のことを記述し ており、現行憲法ではいわゆる 「象徴天皇」の草です。

ところが、「改正草案」では、 「天皇は、日本国の元首であり、

日本国及び日本国民統合の象徴 であって・・」と規定されてい

国民が「戴く」天皇は「元

昨年4月%日、自民党は第二:首」である、という展開は極め:項の戦争放棄を実質上否定し、 て危うい記述です。国を統治し、「自衛のための戦争」を遂行で = 今後の予定 = 軍隊を指揮し、行政権を掌握す る危険性はないのでしょうか。 ※ここでは辞書から引いた、元首

【ザんしゅ】とは何か、の路介にと どめます。

国の首長。国内的には統治権, 少なくとも行政権を掌握し,対外的 には国を代表する権能をもつ。

通常, 条約締結, 外交使節の任命. 軍隊の統帥などの権能をもつ。外国 滞留中は外交特権をもつ。



市内を闊歩する陸上自衛隊(他県)

### 第二章 安全保障

第九条一項

# 戦争を放棄し・・、 三項自衛権の発動は 妨げない



最新型イージス艦 強化される自衛隊

さて、最大の問題である第二 草第九条を見てみましょう。

第二章は「戦争の放棄」の章 であるが、その言葉を削除し、 「安全保障」に改変している。 一項は、「国権の発動として

の戦争を放棄し」と、現行憲法 の「戦争放棄」を残している。

しかし二項をみると、現行憲 法では「陸海空、その他の戦力 は保持しない」「国の交戦権は これを認めない」とあるが、こ れらを**バッサリ訓除**し、「 前頭 の規定は、自衛権の発動を妨げ るものではない」として、第一

きるものにしている。

第九条の二

### 国防軍を保持する

その「戦争」を行なうため、 自衛隊の名称を国防軍に変更し ている。まさに「戦争するため **の■隊** への転換です。

一方安倍政権は、「集団的自 衛権の行使」を解釈で合憲化し、 アメリカと共に世界のどこでも 「戦争」ができるようにしよう ともしています。



今年2月(陸自行軍訓練(犀川河畔) 軍靴の音が近づいています。

# 戦争を阻止する力は インダーナショナルな **治働者 民衆 (団結**

このような「戦争をするため の国家」づくりに私たちは反対 していかなければなりません。

### 和たちは、66年前 戦争をしないことを 憲法で約束した

かって私たちは、財閥と吊る んだ軍部が「アジアを欧米支配 から解放する」という美名に騙 されました。そして「大陸支 配」の先兵に動員されました。

その結果、沖縄戦、ヒロシマ、 ナガサキを含める20万人もの 国民が戦禍にのまれました。大 陸に侵略した日本軍は、民衆の 生命と生活を引き裂き、200 ○万人とも言われる人々を死に 追いやったのです。

これらの反省が、二度と戦争 はしない、戦争のための軍備は 持たないと誓った憲法なのです。

【次号は、国民の権利と公けの 利益とは?憲法改定は止むを得 ないぐなどにしいて。】

4月1日(木)オスプレイ配備撤回 ・低空飛行阻止街頭宣伝(加賀市、 小松市、金沢市)

21時 オスプレイ配備撤回・低空 飛行阻止冲縄連帯集会 地場産本 館第一年修室

4月2日(日) 2時

社民党県連定期大会 5時講演 福嶋瑞穂さんと雨宮処廪さん 金 沢都ホテル

同日 石川県動労協連合会定期 総会 (山代温泉)

ら月3日(金・祝)

二時街頭宣伝(エムザ)

21時半 憲法改悪反対集会・デモ 本多の森公園

| | 12時 || 輝け九条!許すな改憲!| 憲法施行68周年集会 県文教会館

ら月2~C日 沖縄平和行進 ら月20日(木)55時半金沢地裁

小松基地爆音訴訟公判傍聴行動

5月2日(金)2時5分 原水禁県民会議定期総会 講演 佐野明弘さん(加賀市光闡坊) 「放射能汚染の実態(仮題)」 近江町交流プラザいちば館4階

ら月5日(月)5時志賀原発を廃炉 に訴訟第4回口頭弁論

6月2日(日)時間未定 場所未定 憲法改悪反対県民集会

6月37日(木) 26時原水禁「非核平 和」行進がほく集会(内灘町) 以降、県内ら会場で「非核・平 和」行進

**~月沈日 (木) 5時** 

志賀原発を廃炉に訴訟 北陸会館 5.時半第5回口頭弁論 金沢地裁

### 臛粣箛焸

□この号が職場に届く頃は、清々 しい新入組合員も職場に慣れている でしょう。□今回は「憲法」特集で す。国民主僱、基本约人僱、戦争放 棄・平和主義は三大原則です。これ を根こそぎ否定するのが自民党改憲 草案。□いま国会の改憲勢力は、自 民党、みんな、維新など衆議院でり **/3を占め、参議院もその勢いで削** しようとしています。□連合本部は 「国の基本政策に対する」態度を変 えようとしています。□企業や国に 奉仕する、戦前の産業報国会にして はいけません。□一方安倍首相は、 「7月以降、安全が確認されたもの は再隊働させる」と言っています。 事故原因も分からないのに。無責任 の極みです。 N